

アクション・プランを実現するための提案（ハローワーク関係）

島根県

1 基本的な考え方

- ハローワークの地方への完全移管を目指し、まずは、「ハローワークの一体的な実施に伴う効果を県民が、“早期に”、“幅広く”、“享受できること」を基本として提案する。
- 当面の目指すべき内容として、「ハローワーク業務を実質的に地方に移管し、県の主導のもと、県内各地でハローワーク業務と地方の業務をワンストップでサービス提供すること」を提案する。
- そのため、まずは第1ステップとして、ハローワーク業務のうち、職業紹介業務を県に移管する。第2ステップとして、すべてのハローワーク業務を移管し、市町村の業務を含めて一体的に実施する体制を整備する。
- こうした取組みの検証結果や国における具体的な財源及び人材措置の仕組みの検討状況を踏まえながら、「ハローワークの完全移管を求めていく」こととする。

一体的実施のイメージ

〔第1ステップ〕

- ・ ハローワーク業務のうち、職業紹介業務を県に移管し、県の主導のもと、実情に応じた幅広い職業紹介業務を実施。

〔第2ステップ〕

- ・ すべてのハローワーク業務を移管し、市町村業務を含め、県の主導のもと、県内各地でハローワーク業務と地方の業務をワンストップでサービス提供。

〔第3ステップ〕

- ・ こうした取組みを検証しながら、国の財源措置や法律改正等の対応状況を踏まえて、ハローワークの完全移管を求めていく。

- なお、提案内容については、ハローワークや市町村等の関係者と十分調整したものでないため、今後、必要に応じて調整等を行うこととしている。
- また、国においては、アクション・プランを実現するために、ハローワークとの一体的な実施に必要な予算の確保と法律改正等の体制整備に万全を期されることを前提に提案するものである。

2 提案内容

【ステップ①】：「職業紹介業務の県移管」

〔提案内容〕

- ハローワーク業務のうち、職業紹介業務（職業紹介及び求人業務）に従事する職員を県に派遣し、県知事の指揮命令に基づき業務を実施する。【職業紹介業務の実質的な県移管】
- 派遣された職員は、職業紹介業務のほか、県が行う次の業務についても一体的に実施する。
 - ・ 福祉業務（生活福祉資金等）
 - ・ 居住対策（公営住宅、空き家情報の提供・斡旋）
 - ・ 職業訓練、職業体験等の就労支援
 - ・ 各種の相談業務
- そのため、ハローワークと地方が各々で取得・管理している求人情報、求職情報を相互に共有することとし、地方団体等でも、「一定の要件を満たす者」については、総合的雇用情報システムの求人情報、求職情報を取得・利用できる権限を付与する。
- 「一定の要件を満たす者」は、地方公共団体の職員及び県が指定する法人等の職員とする。

【指定する法人等の想定】

- ・ (財) しまね定住財団（U I ターン希望者）
- ・ (財) しまね農業振興公社（農業の担い手）
- ・ (社) 島根県林業公社（林業の担い手）
- ・ 島根県漁業就業者支援センター（漁業の担い手）
- ・ 島根県福祉人材センター（福祉人材）

- 国において、地方公共団体が指定する場所に、総合的雇用情報システムの情報端末及びネットワーク回線を配備することとするが、配備がなされるまでの間でも、両者において、必要な情報が取得・利用できるものとする。

〔必要な措置内容〕

- 国の職員を派遣できるよう、法律改正等の措置を講じる。
 - ・ 職業安定法の改正等により、地方の要請に基づき、ハローワーク職員を都道府県に派遣できる措置を講じる。
 - ・ 派遣に伴う職員の身分等の取り扱いは、地方自治法の地方自治体間の職員派遣に準じるものとする。
- 情報共有を可能とするために次の法律改正等の措置を講じるとともに、必要に応じて、総合的雇用情報システム関連の各種規程等の改正を行う。
 - ・ 職業安定法第5条の4の「それぞれ、」を削除する。又は上記の取組みについて、同条ただし書き「その他正当な事由がある場合」の規定を適用する。
 - ・ 法第33条の5の「無料の職業紹介事業を行う者」を「無料の職業紹介事業を行う者等」に改正するとともに、援助を与えることができる内容に「求人情報、求職情報」を追加する。
- 国においては、必要な予算措置など、職業紹介業務の円滑な移管に向けた措置を講じる。

【ステップ②】：「島根版ワンストップサービス」

〔提案内容〕

- 「島根就労支援ネットワーク機構（仮称）」（以下、「機構」という。）を設置し、すべてのハローワーク業務を実質的に移管することにあわせ、ハローワーク業務と県及び市町村の業務を常時、一体的に実施できる体制を整備する。
- 機構は、県の行政機関とし、ハローワーク及び市町村職員を機構に派遣し、知事の指揮命令権のもと、次の業務を実施する。

- ・ 職業紹介及び求人業務
- ・ 求人・求職情報の一元的な管理・運営
- ・ 雇用保険の支給
- ・ 各種助成金の支給
- ・ 雇用保険の適用・給付業務
- ・ 職業訓練の斡旋等
- ・ 福祉業務（生活福祉資金等）
- ・ 居住対策（公営住宅、空き家情報の提供・斡旋）
- ・ 職業訓練、職業体験等の就労支援
- ・ 各種の相談業務

- 機構の支部を県内9か所のハローワーク内に設置し、上記の業務をワンストップで提供する。（松江、安来、浜田、出雲、益田、雲南、石見大田、川本、隠岐の島）
- 支部設置地以外の市町村等に対して、定期的に「出張ワンストップサービス」を実施する。
- なお、県と市町村の役割分担等については、ハローワークの地方への完全移管の際に、改めて検討する。

〔必要な措置内容〕

- 国において、必要な予算や業務遂行のためのスペースの確保を始め、体制整備のための措置を講じる。

【ステップ③】：「ハローワークの完全移管の実現」

〔提案内容〕

- 国におけるハローワークの地方移管に向けた検討状況等を踏まえながら、県内9カ所のハローワークの完全移管を求める。

3 工程表

		国	島根県
H22年度	3月		○提案書提出
H23年度	4月	●アクション・プラン推進委員会で検討	○市町村等との調整開始
	10月	●職安法の改正（情報共有） （必要に応じ補正予算措置） ●国の職員を派遣するための法律改正等の措置	○情報端末及びネットワークの整備 ○条例改正等の措置
	12月	●予算措置	○予算措置
H24年度		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">「職業紹介業務」の移管</div>	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">「島根就労支援ネットワーク機構（仮称）」の設立</div> <p style="text-align: center;">～ 島根版ワンストップサービスの実施 ～</p>	
H25年度	10月	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em;">{</div> <div style="text-align: center;"> <ul style="list-style-type: none"> ▼ 一体的実施の検証作業 ▼ 県と市町村の役割分担の整理 ▼ 移管に伴う受入体勢の整備 等 </div> <div style="font-size: 3em;">}</div> </div>	
	12月	●地方への完全移管に向けた法整備及び予算措置	○条例等の改正及び予算措置
H26年度	4月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">「ハローワークの完全移管」</div>	

アクション・プランを実現するための追加提案（ハローワーク関係）

島根県

アクション・プランを実現するために、平成23年3月30日付け政第207号で提案したところであるが、提案内容の実現に向け、次の点について追加提案する。

1 追加提案をする理由

当県提案は、その実現に向けて3段階のステップをとっており、その第1ステップにおいては、ハローワーク業務のうち、職業紹介業務を県に移管し、県の主導のもと、実情に応じた幅広い職業紹介業務を実施すること（①ハローワーク職員の県への派遣、②派遣職員について職業紹介と県業務との一体的実施、③地方公共団体職員等の総合的雇用情報システムの取得・利用権限付与、④国における地方公共団体が指定する場所への総合的雇用情報システムの情報端末等の配備）を求めているが、提案の具体化に向け、第1ステップの充実についての提案を追加する。

2 追加提案の内容

中高年者及び若年者の雇用情勢が依然として厳しいことから、一般求職者の再就職支援を目的に国と県とが共同で設置している「しまね共同就職支援センター」（ふるさとハローワーク）を、引き続き事業継続するとともに、若年者の就職を支援するため県が設置している「ジョブカフェしまね」及び国と県とで共同設置している「地域若者サポートステーション」と一体的に求職者へのサービスを提供することにより、機能を強化する。

（1）アクション・プラン推進連絡会議（仮称）の設置

現行のふるさとハローワーク事業運営協議会が実施する事業運営計画の策定業務及び実施事業の評価に加えて、求職者に対する国と県との情報共有や一体的な支援のあり方等について調整を行う。

（2）国が実施する業務

① ハローワーク松江分室において、求人検索端末の配備及び職業相談員の配置を継続するとともに、求職者の利便性の向上を図るため、インターネット求人検索端末を求人情報提供端末に変更する。

※県の職業相談機能を強化するため、求人情報端末3台は、「ジョブカフェしまね」へ配備を希望。

また、求職者のプライバシーに配慮した相談ブースを新たに導入するとともに、求職者向けサービスの向上を図るため、総合案内を新設する。

② 国は、求職者に対する就職支援事業の民間団体への委託を継続実施する。

（3）県が実施する業務

① ハローワーク松江分室において、一般求職者に対する県の雇用施策紹介を継続する。

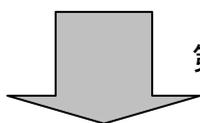
② 「ジョブカフェしまね」において、ハローワークの職業紹介へつなげるため、キャリア相談の強化、セミナーの充実など若年者就業支援事業を充実・強化する。

③ 「地域若者サポートステーション」では、県が実施する職業訓練、職場体験事業などを充実・強化する。

〈本県提案内容〉

ハローワーク移管の行程表

H23 年度	H24 年度～H25 年度	H26 年度
<p>〔第1ステップ〕 ハローワーク業務のうち、職業紹介業務に従事する職員を県に派遣し、県の主導のもと、実情に応じた幅広い職業紹介業務を実施。</p>	<p>〔第2ステップ〕 全ハローワーク業務を移管し、市町村業務を含め、県の主導のもと、県内各地でハローワーク業務と地方の業務をワンストップでサービス提供。</p>	<p>〔第3ステップ〕 こうした取組みを検証しながら、国の財源措置や法律改正等の対応状況を踏まえて、ハローワークの完全移管を求める。</p>



第1ステップの充実

〈追加提案内容〉

